

## 次期加東市教育大綱について

## 1 策定の趣旨

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進が、地方公共団体の長に求められることになったことに伴い、平成28年7月に加東市教育大綱を策定し、加東市教育委員会と連携しながら様々な教育施策を展開してきました。

令和2年度末に加東市教育大綱の対象期間が終了するため、国の「第3期教育振興基本計画」などを踏まえ、加東市で取り組むべき教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての基本的な方針を示す「第2期加東市教育大綱」を策定します。

## 2 第2期加東市教育大綱の概要

## (1) 対象期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
第1次加東市総合計画 後期基本計画					第2次加東市総合計画									
					前期基本計画					後期基本計画				
					加東市教育大綱					第2期加東市教育大綱				
					第2期加東市教育振興基本計画					第3期加東市教育振興基本計画				
第2期教育振興基本計画（国）					第3期教育振興基本計画（国）									
第2期ひょうご教育創造プラン（県）					第3期ひょうご教育創造プラン（県）									

## (2) 策定期期

令和3年3月（予定）

## (3) 位置付け

根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項
策定義務	必須
策定者	地方公共団体の長（総合教育会議において協議し、策定する）
策定方法	国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて策定

## 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項】

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

#### (4) 策定にあたっての基本的な考え方（案）

現行の教育大綱をベースとしたうえで、国の「第3期教育振興基本計画」、兵庫県の「第3期ひょうご教育創造プラン」を参酌するとともに、第3期加東市教育振興基本計画との整合を図りながら、新しい時代に対応していくための教育大綱を策定するものとします。

<p>【第3期教育振興基本計画（国）】</p> <p>※今後の教育政策に関する基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する</li> <li>2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する</li> <li>3 生涯学び、活躍できる環境を整える</li> <li>4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する</li> <li>5 教育政策推進のための基盤を整備する</li> </ol>
<p>【第3期ひょうご教育創造プラン】</p> <p>※基本理念</p> <p>兵庫が育む 心豊かで自立する人づくり</p> <p>第3期重点テーマ 「未来への道を切り拓く力」の育成</p> <p>※基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「生きる力」を育む教育の推進</li> <li>2 子どもたちの学びを支える環境の充実</li> <li>3 人生100年を通じた学びの推進</li> </ol>

### 3 スケジュール（案）

	加東市教育大綱	加東市教育振興基本計画
令和2年7月	第1回総合教育会議（7/31） 第2期加東市教育大綱の策定に向けた方向性の確認	第1回策定委員会（7/2） 第2期教育振興基本計画の成果と課題
令和2年8月		第2回策定委員会 第3期教育振興基本計画の骨子案
令和2年9月		第3回策定委員会 第3期教育振興基本計画の素案検討
令和2年10月		
令和2年11月	第2回総合教育会議 第2期加東市教育大綱の素案検討	第4回策定委員会 第3期教育振興基本計画の素案検討
令和2年12月		
令和3年1月		第5回策定委員会 第3期教育振興基本計画の最終案
令和3年2月		市長へ答申
令和3年3月	第2期加東市教育大綱 策定	第3期教育振興基本計画 策定